

質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	⑤工事工程表（概略工程表） 特記仕様書25-9	⑤工事工程表（概略工程表）において、支承取替工は交通運用切替工終了後に予定されています。 加えて、特記仕様書25-9交通規制工においても支承取替工は特記仕様書表内の適用に示されておりません。 支承取替工施工時に交通規制工は実施可能でしょうか。 またその費用の計上方法はどのように考えればよろしいでしょうか。ご教授願います。	支承取替工における交通規制は、「設計図 上下線付帯工」(30/101)に示すとおり、車線規制 L×N×M にて実施するものとお考えください。
2	④割掛対象表	【仮設設備工事費】のうち支保工費について、数量内訳内に設置期間が示されておりませんが、想定される設置期間をご教授願います。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。従いまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。